

令和5年第12回金武町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年11月27日（月） 13時30分					
招集場所	金武町農業委員会 会議室					
開会時間	令和5年11月27日 13時30分					
閉会時間	令和5年11月27日 15時30分					
出席 6名 欠席 0名	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
	1	山城 和徳	○			
	2	伊藝 裕美子	○			
	3	山城 亮子	○			
	5	宮里 哲也	○			
	6	仲間 堅一郎	○			
	7	嘉数 昇	○			
議事録署名 議長 委員 外2名	議長					
	1番 山城 委員					
	6番 仲間 委員					
職務のために出席した者の氏名 （事務局長）糸村 昌敏 ・（係長）伊芸 雄太						
その他の出席者						
議 題	<p>議案第58号 ○○ ○○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第59号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第60号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第61号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第62号 ○○ ○○○ 氏に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第63号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第64号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明について</p> <p>議案第65号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明について</p> <p>議案第66号 ○○ ○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明について</p> <p>議案第67号 農地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第68号 農地利用集積計画一括方式に対する意見について</p>					

	令和5年第12回金武町農業委員会総会
	日時 令和5年11月27日(月) 午後1時30分
	場所 金武町農業委員会 会議室
議長	これより、会議を開きます。最初に、出席状況を報告致します。 全員出席で本日の総会は成立いたします。 ただ今から、令和5年第12回金武町農業委員会総会を開会します。
日程第1	議事録署名人の指名ですが、議事録署名人は議長指名したいと思います 議長指名する事に、ご異議ございませんか。
議長	異議がございませんので、議長指名致します。
	6番 仲間 委員と1番 山城 委員にお願いします。
日程第2	会期の決定についてですが、本日は議案が11議案となっています。 本日一日で審議可能と思いますので、会期を一日と決定したいと思います が決定する事にご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、会期を一日と決定致します。 議案第58号 ○○○ ○○氏に係る農地法第3条の規定による許可 申請についてから議案第66号 ○○ ○氏に係る農地法の適用を受け ない土地の証明についてを事務局の説明を受けた後、休憩の中で現場確認 を行いたいと思います。 議案第58号から第66号まで事務局の説明を求めます。
事務局	(原案に基づき説明)
議長	ただ今、事務局の説明が終わりました。 これから休憩の中で現場確認を行います。 休憩します。
	(～現場確認～)
議長	再開します。 休憩中のなかで、現場確認を行いました。
日程第3	議案第58号 ○○○ ○○氏に係る農地法第3条の規定による許可 申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
1番	現場も確認しました。今日も農作業を頑張っていましたし、土曜日にも親 子と話し合う機会があり、今後の営農についても説明を受けましたので農 地法3条許可申請については許可相当であると思われます。
議長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第58号については、申請者の申請どおり許可することに決定 したいと思います。決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、議案第58号については許可することに 決定いたします。

日程第4	議案第59号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
6番	現場確認しました ○○さん叔母からの贈与ということではありますが、他の農地も頑張っておられますので許可相当であると思います。
議長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第59号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、議案第59号については許可することに決定いたします。
日程第5	次に議案第60号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
3番	現場確認しました。 農業振興地域からも除外されており、申請書も適正であることから許可相当であると思います。
議長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第60号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、議案第60号については許可することに決定いたします。
日程第6	次に議案第61号 ○○ ○○ 氏 に係る農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
3番	先程の件同様に現場確認いたしました。 既に庭石や倉庫等が置かれていますが始末書も添付されているため許可相当だと思われます。
議長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第61号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議がございませんので、議案第61号については許可することに決定いたします。
日程第7	次に議案第62号 ○○ ○○○ 氏 に係る農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
2番	現場確認しました。集落からも近く、申請書関係も適正であることから、許可相当であると思います。

議 長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第62号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第62号については許可することに決定いたします。
日程第8	次に議案第63号 ○○ ○○ 氏に係る農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし皆様の質疑ご意見をお伺いします。
6番	現場確認しました。集落からも近く、申請書、建築図面も適正であることから、許可相当であると思います。
議 長	他に質疑ありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第63号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第63号については許可することに決定いたします。
日程第9	次に議案第64号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明についてを議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。
2番	こちら現場確認しました。福花の養鶏場を一つにまとめるということですが、30年以上耕作されておらず、農地として今後も利用できない為、非農地判断としては許可相当であると思われまます。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第64号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第64号は許可することに決定いたします。
日程第10	次に議案第65号 ○○ ○○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明についてを議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。
5番	現場確認しました。20年以上耕作されておらず国道のすぐ側で農地面積も小さく、今後も利用できない為、非農地判断としては許可相当であると思われまます。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。議案第65号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第65号は許可することに決定いたします。
日程第11	次に議案第66号 ○○ ○ 氏に係る農地法の適用を受けない土地の証明についてを議題とし皆様の質疑ご意見お伺いします。

6 番	現場確認しました。 木も高木で傾斜地ということもあり30年以上耕作されておられません。 農業振興地域から除外されている区域内にあり非農地判断としては許可相当であると思われます。
議 長	他に質疑はありませんか。質疑が無いようですので、進めてまいります。 議案第66号については、申請者の申請どおり許可することに決定したいと思いましたが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので、議案第66号は許可することに決定いたします。
日程第12	次に議案第67号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	(原案に基づき説明)
議 長	ただ今事務局の説明が終わりました農地利用集積計画については55ページの一覧表の番号順に審査していきたいと思えます。
議 長	1番 ○○ ○○さんについて皆様の質疑ご意見をお伺いします。
5 番	○○さん自宅の方でも野菜を頑張っておられます。兄弟との使用貸借で、新規5年は適当だと思います。
議 長	他に、質疑ありませんか。他に無いようですので進めてまいります 1番 ○○ ○○さんについて、適当であると決定したいと思えますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので1番 ○○ ○○さんについて、適当であると決定いたします。
議 長	次に2番 ○○ ○○さんについて皆様の質疑ご意見をお伺いします。
5 番	○○さん、小さい畑ですがこういった畑を遊休地にせず使われていくことは大変良いことだと思いますので新規5年は適当であると思えます。
議 長	他に、質疑ありませんか。他に無いようですので進めてまいります 2番○○ ○○さんについて、適当であると決定したいと思えますが決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声有り)
議 長	異議がございませんので2番○○ ○○さんについて、適当であると決定いたします。
日程第13	次に議案第68号 農地利用集積計画一括方式に係る意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(原案に基づき説明)
議 長	ただ今事務局の説明が終わりました。町有地の農地利用集積計画一括方式

	に係る意見決定については、沖縄県農業振興公社の計画であることから、 適当あると思いますが、決定することにご異議ございませんか。
	(委員から異議なしの声がある)
議長	異議がございませんので議案第68号については、適当であると決定いたします。
議長	今 総会に附議された事件の議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他の整理を会長に委任する事に、ご異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声有り)
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、議決の結果、生じた条項、字句、数字、その他の整理を会長に委任する事に決定致しました。 これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 令和5年 第12回 金武町農業委員会総会を閉会致します。
	金武町農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、
	ここに署名する。
	議長 _____
	会議録署名員 _____
	会議録署名員 _____